

鳥取県告示第 318 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 20 年 4 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字古長字堂前557の4、557の5
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため